

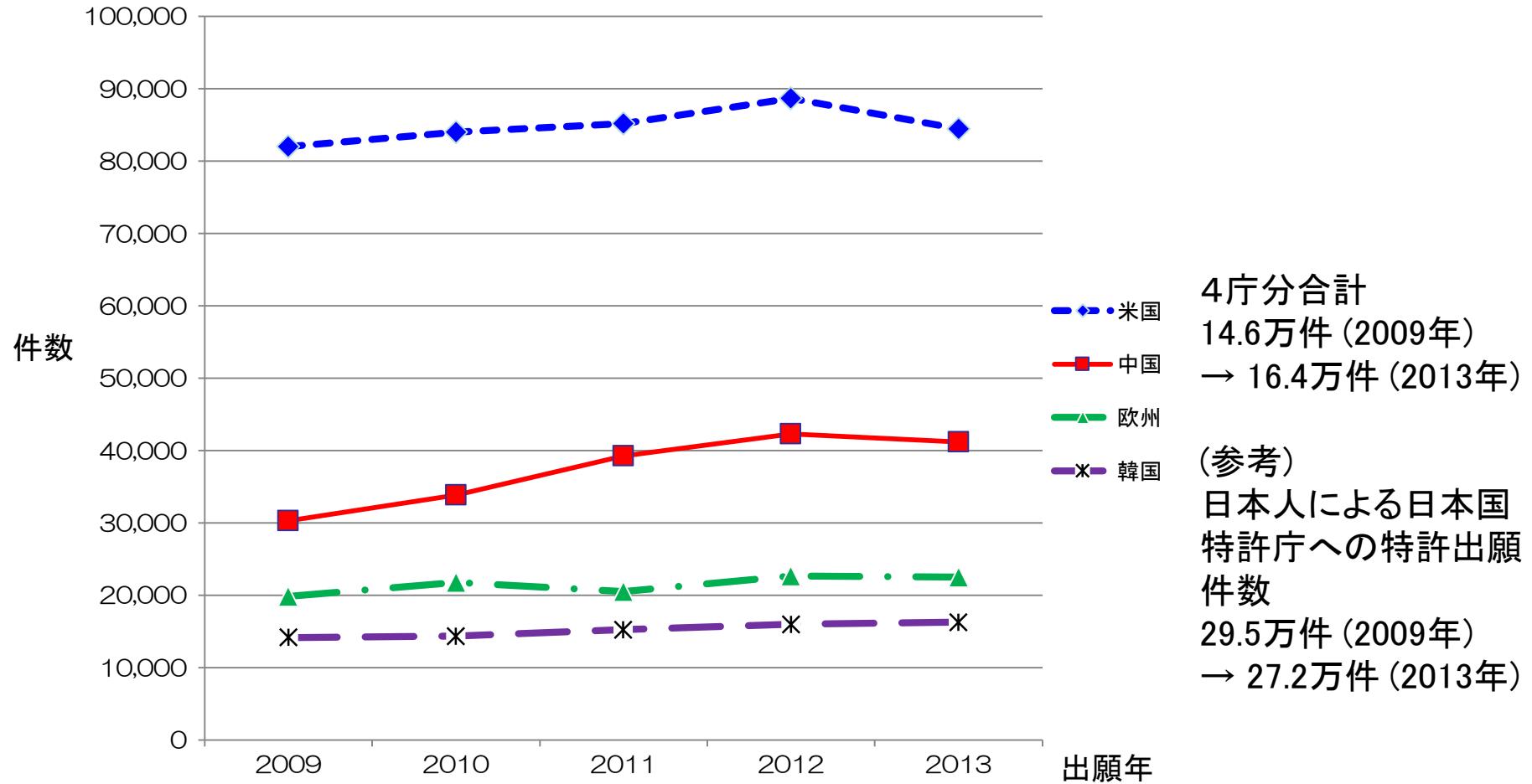
特許審査情報の世界への発信と 産業日本語 —グローバル知財戦略支援の取組—

2015年2月24日

第6回 産業日本語研究会・シンポジウム

特許庁
審査第二部 福祉機器 審査長
大町 真義

■ 日本人による主要特許庁への特許出願件数の推移



データ出所：特許庁「特許行政年次報告書 2014年版」

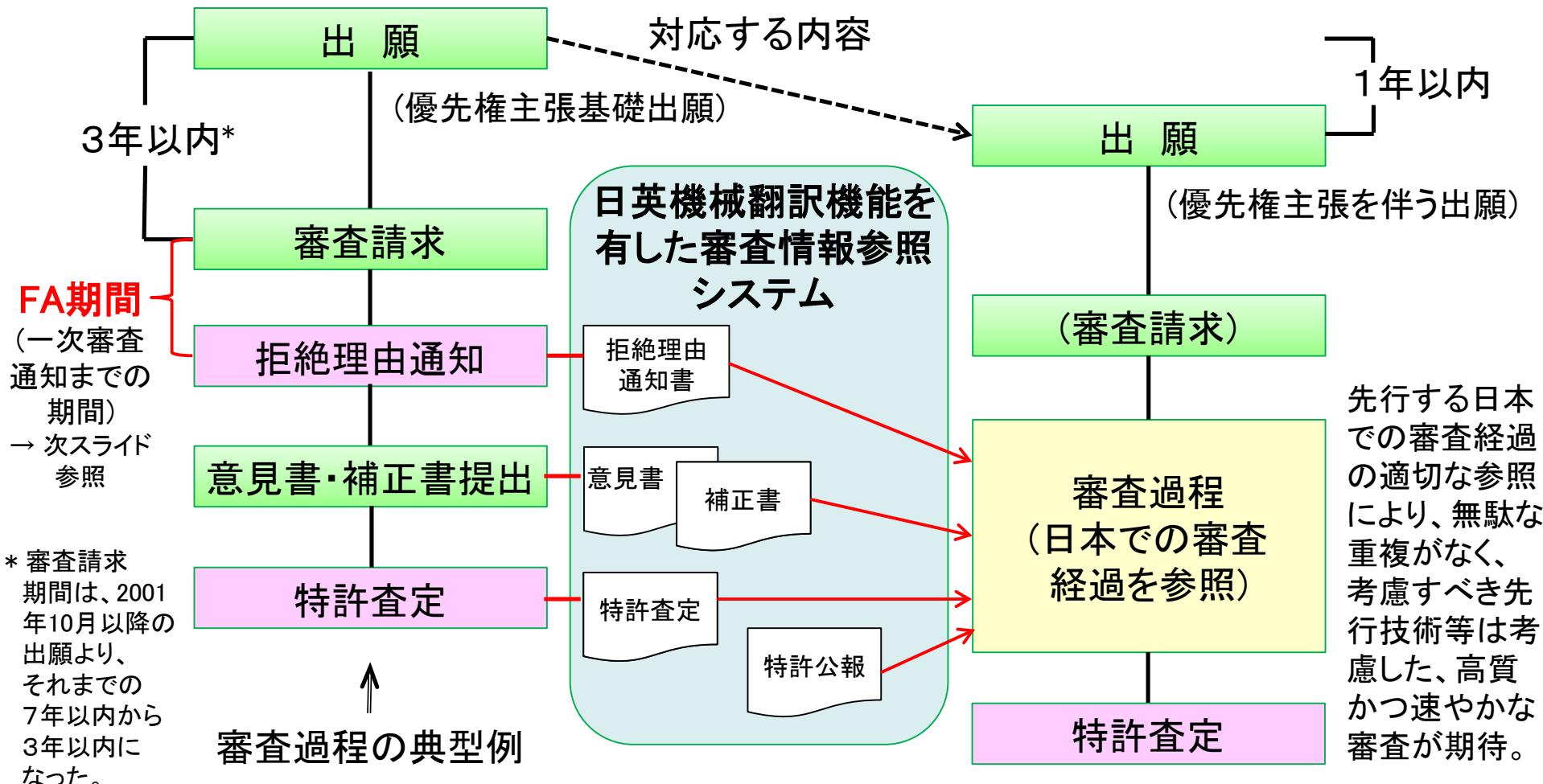
はじめに – 日本から海外への特許出願

1. 審査情報参照システム – その意義と発展
2. 拒絶理由通知の日英機械翻訳
 - 定型性と構文解析：翻訳例を参照しながら
3. 特許庁審査部内での取組
 - 拒絶理由通知作成時の留意事項の取りまとめ

おわりに

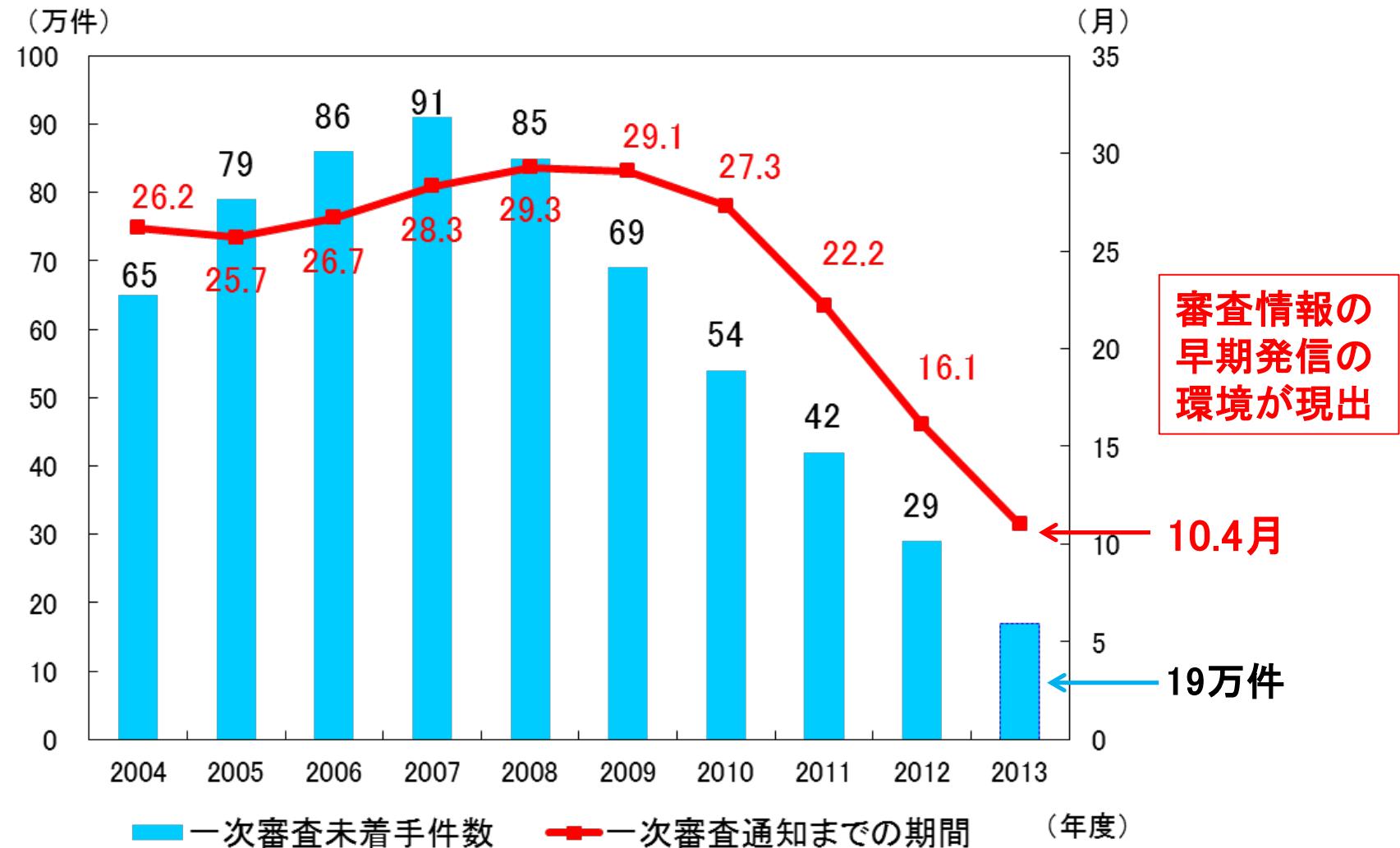
1. 審査情報参照システム – その意義と発展

・日本への出願



(注) 上図では、パリ条約に基づく優先権主張を伴う出願を例示したが、ほかに特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願を経るルートもある。

FA期間 (審査請求から一次審査通知までの期間) 短縮 → 10年目標の「FA11」達成



データ出所：第1回審査品質管理小委員会 資料2

(注) 当該期間は、各年度末における値。

■ AIPN (Advanced Industrial Property Network; 高度産業財産ネットワーク)

日本国特許庁における特許出願の審査に関する情報を、海外の特許庁の審査官に対して参照可能とする、ウェブ・ベースのシステム。日英機械翻訳機能を有する。

- 具体的な提供情報：(1) 英語抄録 (PAJ; 人手翻訳), (2) パテント・ファミリー, (3) 法的状態 (リーガル・ステータス), (4) 公開公報, (5) 拒絶理由通知書, 意見書・補正書, 特許査定等、審査経過を示す書類, (6) 引用文献 (ファミリー文献を参照可能), (7) (特許されている場合) 特許公報
- 言語：英語；上記 (4)～(7) は、日英機械翻訳機能による (上記 (6) の引用文献については、日本語文献の場合、日英機械翻訳機能を利用可能) *。日本語原文も参照可能。
(* 2013年3月より、他の種々の言語への機械翻訳の機能も利用可能。)
- 歴史：2002年 開発開始、2004年10月 供用開始。
(参考：拙稿「AIPN (高度産業財産ネットワーク) の生い立ちと発展 – 審査結果発信手段としての意義 –」Japio YEAR BOOK 2009, 76–81頁)
- 利用庁：世界 65の特許庁が利用可能。

■ ワン・ポータル・ドシエ (One Portal Dossier)

日米欧中韓の特許庁（五庁）間で、審査経過を示す書類を相互に参照可能とするシステム。日英・中英・韓英の機械翻訳機能を有する。

- 具体的な提供情報：日本国特許庁からの提供情報は、AIPNにおけるものと同等。
- 言語：英語。非英語原文も参照可能。
- 歴史：2013年7月 供用開始。
- 展開：2014年3月、世界知的所有権機関（WIPO）が運営する審査情報参照システムであるWIPO-CASE (Centralized Access to Search and Examination) と接続することにより、日本国特許庁は、五庁以外の豪州、カナダ、英国、及びイスラエルの特許庁とも、相互に審査情報を参照できることに。

2. 拒絶理由通知の日英機械翻訳 – 定型性と構文解析：翻訳例を参照しながら

■ 進歩性欠如の拒絶理由通知における典型的な流れ

主引用文献に記載された発明（主引用発明）の認定 → 本願発明（審査対象の発明）と主引用発明との対比（一致点・相違点の認定）→ 相違点についての判断（副引用文献を引用）

■ 進歩性欠如の拒絶理由通知における典型的な文章表現

引用文献1には、次の発明（以下、「引用発明」という。）が記載されている（段落[0041]～[0048]及び図5を参照）。

「……」

・一致点及び相違点

本願発明1と引用発明とを対比すると、両者は、「…と、…と、…とを有する〇〇装置」である点で一致し、次の点で相違する。

[相違点]△△機能を果たす手段が、本願発明1では「A」であるのに対し、引用発明では「B」である点

・相違点についての判断

引用文献2には、引用発明と同じ〇〇装置の技術分野において、△△機能を果たす手段として「A」を用いることが記載され、それにより構成の簡素化が可能になることも記載されている（段落[0112]及び図8を参照）。

そして、同等の機能を実現しつつ構成の簡素化を図ることは、当業者にとって自明の課題である。

そうすると、引用発明において、△△機能を果たす手段として、「B」に代えて、引用文献2に記載された「A」を採用することは、本願出願時において、〇〇装置分野の当業者が容易に想到し得たことというべきである。

本願発明1と引用発明とを対比すると、両者は、「アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる機能説明表示手段、および所定の情報処理機能を実行させるための第2のアイコンを表示画面に表示させる表示手段と、前記表示手段の表示画面上に表示されたアイコンを指定する指定手段と、前記指定手段による、機能説明表示手段の指定に引き続く第2のアイコンの指定に応じて、前記表示手段の表示画面上に前記第2のアイコンの機能説明を表示させる制御手段とを有することを特徴とする情報処理装置」である点で一致し、次の点で相違する。

[相違点]アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる「機能説明表示手段」が、本願発明1では「アイコン」であるのに対し、引用発明では「スクリーン／メニュー・ヘルプ」アイテムである点

(出所：知財高判 平成17年9月30日（平成17年（ネ）第10040号特許権侵害差止請求控訴事件）に基づき若干改変；「」内は原文のまま)

■ 一致点の認定部分

かぎ括弧(引用括弧)で括られた形で、本願請求項の発明特定事項の一部が記載されている。

- かぎ括弧内が一致点であることは、閉じかぎ括弧の直後に示されている。
(「…情報処理装置」である点で一致し…)
- かぎ括弧内が具体的に何であるかは、閉じかぎ括弧の直前の名詞として表されている。(「…情報処理装置」) なお、通常、当該名詞は本願請求項の末尾の名詞と一致する。
- かぎ括弧内においては、発明の構成要素が、並列構造をもって列記されている。
(「…表示手段と, …指定手段と, …制御手段とを有する…」)

■ 相違点の認定部分

体言止めの形で、本願の請求項に係る発明と主引用文献に記載された発明との間の相違点が対比的に記載されている。

- 相違点の認定部分の直前に、相違点を記す旨の記載がなされている。
(…次の点で相違する。[相違点]…)
- 相違の内容が、「…では…であるのに対し, …では…である点」という表現により示されている。(…機能を実行させる「…手段」が、本願発明1では「…」であるのに対し, 引用発明では「…」である点)

When the invention in this application 1 and a cited invention are contrasted, [both]

"The displaying means which displays on a display screen the second icon for performing the functional description displaying means which performs the function on which the functional description of an icon is displayed, and a predetermined information processing function,

The setting means which specifies the icon displayed on the display screen of the aforementioned displaying means,

According to specification of the second icon which follows specification of the functional description displaying means by the aforementioned setting means, on the display screen of the aforementioned displaying means, **it corresponds at the point** which is the information processing apparatus having a control means on which the functional description of the above-mentioned second icon is displayed", **and is different the following point.**

[Point of difference] **Point that** the "functional description displaying means" **which performs the function** on which the functional description of an icon is displayed is a screen / "menu help" item in a cited invention **to being** an "icon" in the invention in this application 1

, while it is

そうすると、引用発明において、アイコンの機能説明を表示させる機能を実行させる「機能説明表示手段」として、「スクリーン／メニュー・ヘルプ」アイテムに代えて、引用文献2に記載された「アイコン」を採用することは、本願出願時に情報処理装置分野の当業者が容易に想到し得たことというべきである。

(出所：同じく 知財高判 平成17年9月30日（平成17年（ネ）第10040号）に基づき改変)

If it does so, [as a "functional description displaying means" which performs the function on which the functional description of an icon is displayed in a cited invention]

It should be called things at which a person skilled in the art could have easily arrived of the information processing apparatus field at the time of submission of this application to replace with a screen / "menu help" item, and to adopt the "icon" described in cited document 2.

3. 特許庁審査部内での取組 – 拒絶理由通知 作成時の留意事項の取りまとめ

■ 取組主体

特許庁の審査部（審査第二部）内における、若手審査官4名のワーキング・グループ。

■ 取組内容

日本語としてわかりやすくかつ機械翻訳された場合にも理解されやすい拒絶理由の起案を行うために留意すべき事項の取りまとめと、部内審査官への周知。

■ 活動期間

2014年10月～12月

■ 活動成果

2つの「鉄則」と4つの「留意事項」の取りまとめ、及び、説明会を通じた周知。

- 鉄則1：長文を避ける
- 鉄則2：入れ子構造を避ける
- 留意事項1：修飾・被修飾の関係を明確にする（読点の効果的な使い方）
- 留意事項2：あいまいな接続語を使わない
- 留意事項3：主語・述語の関係を明確にする
- 留意事項4：多義的な表現を避ける

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 ※[]は翻訳不良の場合に現れます。 |
|---------|---|--|
| 問題のある表現 | <p>引用文献1に記載された発明と引用文献2に記載された発明は、同一の技術分野に属し、かつ、強固な固定を実現するという共通の課題を持つから、引用文献1に記載された発明において、両部材の固定手段として引用文献2に記載された発明の固定手段を採用することは当業者が容易に成し得るものである。</p> | <p>[the invention described in cited document 1, and the invention described in cited document 2]</p> <p>It belongs to the same technical field, and since it has the common problem that firm fixing is realized, in the invention described in cited document 1, a person skilled in the art can accomplish easily adopting the fixing means of the invention described in cited document 2 as a fixing means of both members.</p> |
| 改善例 | <p>引用文献1に記載された発明と引用文献2に記載された発明は、同一の技術分野に属し、かつ、強固な固定を実現するという共通の課題を持つ。<u>したがって、</u>引用文献1に記載された発明において、両部材の固定手段として引用文献2に記載された発明の固定手段を採用することは当業者が容易に成し得るものである。</p> | <p>The invention described in cited document 1 and the invention described in cited document 2 belong to the same technical field, and has the common problem that firm fixing is realized.</p> <p><u>Therefore,</u> in the invention described in cited document 1, a person skilled in the art can accomplish easily adopting the fixing means of the invention described in cited document 2 as a fixing means of both members.</p> |

鉄則2：入れ子構造を避ける

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|---------|--|---|
| 問題のある表現 | 引用文献1には、 <u>コネクタがピンを有するハウジングを有する構成</u> が記載されている。 | The composition which has <u>a housing in which a connector has a pin</u> is described in cited document 1. |
| 改善例 | 引用文献1には、 <u>コネクタがハウジングを有し、当該ハウジングがピンを有する構成</u> が記載されている。 | The composition in which <u>a connector has a housing and the housing concerned has a pin</u> is described in cited document 1. |

問題のある表現

パターン1：コネクタが〔ピンを有するハウジング〕を有する

パターン2：〔コネクタがピンを有する〕ハウジングを有する

入れ子があるために、用語同士のつながりが明確でない。

改善例

〔コネクタがハウジングを有し、〕〔当該ハウジングがピンを有する〕

2つの文に分けることで、用語同士のつながりが明確となった。

留意事項1：修飾・被修飾の関係を明確にする

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|---------|-----------------------------------|--|
| 問題のある表現 | 本願の請求項1に係る発明と刊行物に記載された発明とを対比すると、 | If the invention and invention disclosed in a publication concerning Claim 1 of an application concerned are contrasted, |
| 改善例 | 本願の請求項1に係る発明と、刊行物に記載された発明とを対比すると、 | If <u>the invention concerning Claim 1 of an application concerned</u> and an invention disclosed in a publication are contrasted, |

問題のある表現

本願の請求項1に係る発明と刊行物に記載された発明



どの語を修飾しているのか明確でない。

改善例

本願の請求項1に係る発明と、刊行物に記載された発明



「、」を付与することで、修飾している対象が明確となった。

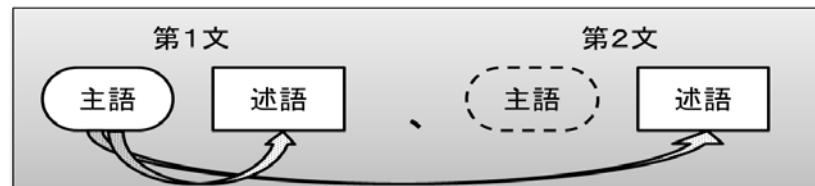
留意事項2：あいまいな接続語を使わない

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|---------|---|--|
| 問題のある表現 | しかしながら、請求項1の各工程の主体が特定されておらず、かかる工程は「医師が行う工程」を含み得る。 | However, the subject of each process of Claim 1 is not specified, <u>but</u> this process may include "the process which a doctor performs." |
| 改善例 | しかしながら、請求項1の各工程の主体が特定されてい <u>ないため</u> 、かかる工程は「医師が行う工程」を含み得る。 | However, <u>since</u> the subject of each process of Claim 1 is not specified, this process may include "the process which a doctor performs." |

留意事項3：主語・述語の関係を明確にする

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|---------|--|---|
| 問題のある表現 | 用紙がレジスト部に突き当たるようにはすることは、当業者であれば適宜なし得る設計的事項であり、格別の作用効果を奏するものとは認められない。 | Making it a paper run against a resist part is a matter of design which can be made suitably, if it is a person skilled in the art. <u>Generating an exceptional operation effect is not admitted.</u> |
| 改善例 | 用紙がレジスト部に突き当たるようにはすることは、当業者であれば適宜なし得る設計的事項であり、 かかる構成が 格別の作用効果を奏するものとは認められない。 | Making it a paper run against a resist part is a matter of design which can be made suitably, if it is a person skilled in the art. <u>This composition is not accepted to generate an exceptional operation effect.</u> |

問題のある表現



第2文の主語が省略されている。

改善例



各述語に対応するように主語を記載した。

留意事項4：多義的な表現を避ける

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|---------|---|--|
| 問題のある表現 | 引用文献1(特に、段落0084を参照)には、印字部への給紙速度を用紙の大きさに応じて制御する構成のものが記載されている。 | The <u>thing</u> of composition of controlling the paper-feeding speed to the printing unit according to the size of a paper is described in cited document 1 (see the paragraph 0084 especially). |
| 改善例 | 引用文献1(特に、段落0084を参照)には、印字部への給紙速度を用紙の大きさに応じて制御する構成の <u>プリンタ装置</u> が記載されている。 | The <u>printer</u> of composition of controlling the paper-feeding speed to the printing unit according to the size of a paper is described in cited document 1 (see the paragraph 0084 especially). |

問題のある表現

…する構成の（もの）が記載されている。

(機械翻訳) The thing of composition of ... is described.

装置？

構造？

方法？

多義的な用語を使用している。

改善例

…する構成の（プリンタ装置）が記載されている。

(機械翻訳) The printer of composition of ... is described.

装置！

構造？

方法？

一義的な用語を使用した。

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|--------------------|---|---|
| 機械翻訳が悪くなる例 | また、本願の請求項3に係る発明の効果は <u>引用文献1及び2の記載</u> から予測し得る程度のものである。 | The effect of the invention concerning Claim 3 of an application concerned could be projected based on <u>cited document 1 and the description of 2.</u> |
| 機械翻訳が良好になる例 | また、本願の請求項3に係る発明の効果は <u>引用文献1及び引用文献2の記載</u> から予測し得る程度のものである。 | The effect of the invention concerning Claim 3 of an application concerned could be projected based on <u>the description of cited document 1 and cited document 2.</u> |
| | また、本願の請求項3に係る発明の効果は <u>引用文献1－2の記載</u> から予測し得る程度のものである。 | The effect of the invention concerning Claim 3 of an application concerned could be projected based on <u>the description of cited document 1-2.</u> |

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|-------------|---|---|
| 機械翻訳が悪くなる例 | (例えば、 <u>第27ページ下から第2行～第29ページ第6行</u> 、図2を参照。) | (see <u>the 2nd line - 29th page the 6th line and Fig.2</u> for example, <u>from under the 27th page</u> .) |
| 機械翻訳が良好になる例 | (例えば、 <u>第27ページの下から第2行～第29ページ第6行</u> 、図2を参照。) | (see <u>the 2nd line - 29th page the 6th line and Fig.2 from under the 27th page</u> .) |

| | 起案文 | AIPN機械翻訳 |
|-------------|-------------------|--|
| 機械翻訳が悪くなる例 | 例示するまでもなく周知技術である。 | It is not necessary to illustrate and is well-known technology. |
| 機械翻訳が良好になる例 | 例示するまでもない周知技術である。 | It is the well-known technology which does not need to be illustrated. |

- 「周知技術を示す文献」→ “Document showing a well-known technique”
- 「周知文献」→ “Well-known document”
- 「周知例」→ “Well-known example”
- なお、「周知文献」や「周知例」の場合も “Document showing a well-known technique” と訳出されるように、訳語登録。

1. 審査情報参照システム – その意義と発展

- 海外の特許庁において日本での特許審査経過が適切に参照されることにより、無駄な重複がなく、考慮すべき先行技術等は考慮された、高質かつ速やかな審査が行われることが期待（企業等のグローバル知財戦略の支援）。
- 日本での審査が迅速化し、FA期間は 29.3月（2008年度）から 10.4月（2013年度）に短縮。審査情報を早期に海外に発信する環境が現出。
- 日英機械翻訳機能を有した審査情報参照システムとして、AIPN等が稼働。

2. 拒絶理由通知の日英機械翻訳 – 定型性と構文解析：翻訳例を参考しながら

- 拒絶理由通知には、定型性がある。それを構文解析に一層活用することが機械翻訳の品質向上につながるものと考えられる。

3. 特許庁審査部内での取組 – 拒絶理由通知作成時の留意事項の取りまとめ

- 日本語としてわかりやすく、かつ、（現状のAIPN日英機械翻訳でも）理解されやすい機械翻訳結果が得られる起案を行うために、2つの「鉄則」と4つの「留意事項」を取りまとめ。